

4、教育現場に深刻な問題を生んでいる評価育成システム、評価の賃金への反映、授業アンケートの評価への連動を早急に廃止することをもとめて

(1) 授業アンケートをはじめとするアンケートについて

- ①市内の小中学校において、どのようなアンケートが実施されているのか
- ②その配布・回収経路は
- ③それぞれ、何を目的として行われているのか
- ④アンケート結果は教員本人への授業評価も含めて、今後の改善に活かすために閲覧することができるのか
- ⑤アンケート結果が賃金査定にどのように影響しているのか
- ⑥賃金に関わることに児童・生徒や保護者を巻き込むことはやめるべき、市の見解を聞く

(2) 本市の評価育成システムの具体的な状況について

- ①各評価段階別の教員割合の推移（上位・下位評価者割合の推移）
- ②誰が校長・教頭・教員の賃金を決める評価者となっているのか
- ③どのように評価育成システムが実施され、賃金への反映はどうなっているか
- ④評価された本人が自分の評価への情報開示や説明をもとめることは可能か、苦情申請は可能か、苦情申請者が不利益な扱いを受けない保証はあるのか
- ⑤苦情申請は何件程度あったか

(3) 今後、この評価育成システム、賃金リンク、授業アンケートの評価へのリンクは本市でも廃止することを強く求めるが市の見解と府への要望状況を聞く

【答弁】

4. 教育現場に深刻な問題を生んでいる評価育成システム、評価の賃金への反映、授業アンケートの評価への連動を早急に廃止することをもとめて、の(1)から(3)につきまして、順次お答えいたします。

はじめに、(1)の①から⑥につきまして、お答えいたします。

まず、①の市内の小中学校で実施しているアンケートにつきましては、市内各校が共通で実施しているアンケートといたしまして、府の制度による評価・育成システムにかかる「授業アンケート」や、学校教育自己診断、いじめ未然防止等の観点からの生活アンケート等がございます。

また、府から配置されます加配教員等に関わって実施しておりますアンケートといたしまして、子どもの意識調査や集団づくりに関するアンケート、学力向上や授業改善に関するアンケート、学校図書館に関するアンケートや小学校外国語活動に関するアンケート等がございます。

加えて、学校ごとに独自で実施しているアンケートといたしまして、学校生活全般やいじめに関するアンケート、授業に関するアンケートの他に、携帯電話やスマートフォンに関するアンケート、保健や職場環境に関するアンケート等がございます。

次に、②の配布や回収の経路でございますが、保護者を対象に実施するものは、主に担任から子どもを通じて配布や回収を行っております。また、子どもや職員を対象にするものにつきましては、担任や管理職が配布・回収するケースが多くなってまいります。

次に、③のアンケートの目的でございますが、評価・育成システムにかかる「授業アンケート」は、各教員の評価を行う資料とすることが主な目的でございます。

それ以外のアンケートにつきましては、子どもたちの状況を把握したり、学校現場における取組みの検証や改善につなげたりすることを目的としております。

具体には、学校教育自己診断につきましては、学校教育全般に係る取組みの検証や改善に活用しております。

また、生活アンケートや子どもの意識調査など子どもの状況を把握するアンケート等につきましては、主に学校での生徒指導における取組みの充実や、様々な事象の未然防止、早期発見・早期解決のために活用しております。学力向上や授業に関するアンケートにつきましては、子どもたちの学習への関心や意欲等の状況を把握し、より授業が分かりやすくなるよう、教え方を工夫するために実施しております。

次に、④についてでございますが、まず、評価・育成システムにかかる「授業アンケート」につきましては、教員の申出により自分自身の結果を閲覧することが可能となっております。また、それ以外のアンケートにつきましても、その結果を教員自身が確認し、子どもたちへの適切な指導や、授業づくりに活かすことを目的として実施しておりますことから、閲覧は可能でございます。

次に、⑤についてでございますが、教員の賃金査定に関連いたしますのは、評価・

育成システムにかかる「授業アンケート」で、教員の授業改善に係る資料の一つとして活用するものでございます。

次に、⑥についてでございますが評価・育成システムにおける授業アンケートにつきましては、児童・生徒又は保護者の評価をふまえて、教員の授業力向上に係る取組みを進めることを目的に、府から実施が求められているものであります。こうしたことから、児童・生徒又は保護者を対象とした授業アンケートを取りやめることは困難であると考えております。

次に、(2)の①～⑤につきまして、お答えいたします。

まず、①の本市の過去5年間の各評価段階別の教員割合の推移につきましては、府より市町村別の公表は行われていないことから、府内の市町村立学校の推移について、お答えいたします。

最も上位の段階であるSSにつきましては、平成26年度が0.8%、平成27年度が0.7%、平成28年度が0.6%、平成29年度が0.5%、平成30年度が0.4%となります。

Sにつきましては、平成26年度が35.6%、平成27年度が35.2%、平成28年度が34.8%、平成29年度が35.2%、平成30年度が35.0%となります。

Aにつきましては、平成26年度が61.8%、平成27年度が62.4%、平成28年度が63.3%、平成29年度が63.3%、平成30年度が63.8%となります。

Bにつきましては、平成26年度が1.8%、平成27年度が1.6%、平成28年度が1.3%、平成29年度が0.9%、平成30年度が0.8%となります。

Cにつきましては、平成26年度が0.04%、平成27年度が0.04%、平成28年度が0.02%、平成29年度が0.01%、平成30年度が0.01%となります。

以上のことより、SS・Sの上位評価者の割合の推移は、平成26年度が36.4%、平成27年度が35.9%、平成28年度が35.4%、平成29年度が35.7%、平成30年度が35.4%となります。

また、B・Cの下位評価者の割合の推移は、平成26年度が1.84%、平成27年度が1.64%、平成28年度が1.32%、平成29年度が0.91%、平成30年度が0.81%となります。

次に、②についてでございますが、教頭および教諭の評価者は校長となっており、また、校長の評価者は教育長となっております。

次に、③についてお答えいたします。

評価・育成システムにつきましては、府費負担の教員を対象に、大阪府教育委員会が平成16年度より実施している制度で、本市におきましても、大阪府教育委員会が定めた規則や手引きに従い、実施しております。

評価・育成システムの具体的な実施内容といたしましては、まず、被評価者が自身の目標等を設定し、5月中旬頃に自己申告票を作成いたします。次に、この自己申告票をもとに評価者が被評価者と面談を行います。その後、9月下旬頃に被評価者が進捗状況を自己申告票に記入いたします。また、1月下旬ごろに被評価者は、目標の達成状況を自己申告票に記入して完成させ評価者に提出し、評価者は3月下旬ごろに被評価者へ評価について開示面談を行います。

賃金への反映につきましては、開示面談の際に示されたSSからCまでの5段階の評価が、翌年度の昇給や勤勉手当に反映されるしくみとなっており、昇給につきましては、SS～Aまでは4号給昇給いたしますが、Bでは2号給昇給となり、Cでは昇給しないという制度となっております。

次に、④についてでございますが、各教員の評価につきましては、開示面談にて直接、評価について説明を行っております。苦情の申請につきましては、3月下旬から4月下旬にかけて申し出ることができます。また、申請者が校内で不利益な扱いを受けないように、本人より直接、市教育委員会に申し出る形としております。苦情の申し出を受けた場合は、本人から聞き取りを行うとともに、評価者からも評価の理由を聞き取った上で、適切な評価がなされているか審査を行い、その結果を本人に通知することになっております。

次に、⑤についてでございますが、本市ではこれまで苦情申請が出されたことはありません。

次に、(3)についてお答えいたします。

大阪府教育委員会による教職員の評価・育成システムの手引きには、その実施根拠といたしまして、『市町村立学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条に基づいて定める「府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則」に基づいて』実施することと明記されております。このような規則が定められておりますことから、本市において評価・育成システムを廃止することは困難であります。本市教育委員会といたしましては、より良い教育活動を展開するために、各教員の意欲や資質の向上につながるよう努めてまいります。また、今後、府に対しましては、本システムにおいて適正な評価がなされるための評価者研修の充実について要望してまいります。